

櫻井よしこ氏ヒアリング

上富刑事法制管理官 予定の時刻となりましたので、「死刑の在り方についての勉強会」の第5回会合を開会させていただきます。刑事局刑事法制管理官の上富が進行役を務めさせていただきます。本日の勉強会では、3名の方から死刑制度の存廃等に関して御意見を伺うことになっております。まず、本日のヒアリングに先立ちまして、法務大臣からあいさつがあります。江田大臣、よろしく願いいたします。

江田大臣 どうもありがとうございます。

御承知のとおり、先般、我が国は未曾有の大地震、巨大津波、そして原発事故と、大変な状況にあるわけございまして、今なお多くの皆さんが被災で避難所におられたり、あるいは国民みんなが心を合わせてこの危機を何とか乗り切っていかなければと思っ

ているところでございまして、法務省としても皆心を痛めているときでございます。その中ではございますが、この勉強会は、千葉元法務大臣が、死刑の在り方について国民的な議論の契機とすることを目的に立ち上げられたもので、今日は第5回の開催ということになりました。今の時局ではございますが、この勉強会はやはり着実に進めていくべきものだと考えて、今日は、櫻井よしこさん、アムネスティ・インターナショナル日本の事務局長の若林秀樹さん、中央大学法科大学院・中央大学教授の椎橋隆幸さんの御三人からお話を伺うことになっております。

死刑制度は様々な御意見があるところで、私としても、傍聴もできる開かれた場で、幅広く外部の様々な方から御意見を伺うということで、これからも進めていきたいと思っております。関係の皆さん方も、大変御多忙の中、また大変なときにもかかわらずお越しいただきまして、本当にありがとうございます。忌憚のない御意見をお伺いできればと思っております。

実は今日は東日本大震災からちょうど1か月目ございまして、私自身は、官邸の方で会議を開き、地震の2時46分に閣僚一同で黙禱しようということになっておりまして、櫻井さんのお話の時間ではありませんが、途中で抜けさせていただく失礼をお許し願いたいと思いますが、是非忌憚のない御意見をお聞かせください。どうぞよろしく願いいたします。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

本日のヒアリングでは、櫻井よしこ様、若林秀樹様、椎橋隆幸様の順に御意見を伺い

たいと思います。お一人当たりの時間は約40分とさせていただき、そのうち約25分を発表の時間、残りの約15分を質疑応答の時間とさせていただきたいと思います。

まず櫻井様から御意見を伺いたいと思います。櫻井様はジャーナリストとして活動されており、政治・社会問題に関する著作も多々ございます。それでは、櫻井様、よろしくお願いたします。

櫻井氏 今日はこのような場にお招きいただきましたこと、大変重く受けとめて参りました。人の命に関わることで、死刑については軽々に論じてはならないことでもあります。また、私自身も自分の発言に様々な意味で重い責任を持たなければならない、そのような気持ちで参りました。この委員会では、多くの専門家の方々をお招きして、それぞれの専門分野のお話を伺うものと解釈しております。私は自分の仕事がジャーナリズムですので、これまで様々な事案を取材してきた、その取材に基づいて感じることを中心にお話し申し上げるのが一番役に立つのではないかと感じて参りました。

人の死に関わることと言えば殺人事件だけではありません。事故もありましょうし、様々な薬害もあります。私が約10年かけて取材した事件の一つが薬害事件でありました。そのときに感じたことは、司法は社会正義の実現のためにある、社会正義が実現されて初めて国家は正しい意味での秩序を形成することができる、国民は安心してその秩序の中で暮らすことができるということでした。

では社会正義とは何かと考え、様々な事故・事件を振り返りますと、往々にして忘れられているのが被害者の人権であり、被害者の立場だったと思います。薬害事件においては被害者は患者でありました。全く何の落ち度もない人々が薬害行政若しくは現実の医療によって被害を受けるわけです。しかし、彼らの置かれた立場や、彼らに与えられた情報は、余りにもひどく、余りにも貧しかったと思いました。それを見て私は思いました。社会も、政治も、司法も、むしろ加害者の立場に立つことがあり得るのだと。意図してそのようにするわけではないのでしょうけれども、大きな流れの中で本当に忘れ去られていく人々は往々にして弱い立場の人々です。強い立場の人々は何とかして自己主張するけれども、弱い立場の人々にはそれがなかなかできない、するすべがない。発言しても、行動しても、それがなかなか聞いてもらえないのだということを実感いたしました。この弱い立場の被害者の人々を救うことこそ社会正義の実現の大きな柱ではないのかと、私は自分の仕事を通じて感じてまいりました。現在でもその感じ方は変わりません。

そこで、今回御下問のありました死刑制度について考えてみたいと思います。

死刑制度が多くの国々において否定されていることは私も存じております。ではそうした国々において国民世論が死刑を否定しているのかといえば、必ずしもそうでないということも数字を見て知っております。では本当にそこでは社会正義が実現されているのだろうかと考え、これは分かりません。私はこの件について諸国の実情を取材したことがありませんから、分かりませんとしか言えません。私に分かるのは日本国の実例であります。

本村洋さんという方がおられます。奥様の弥生さんとお嬢ちゃんの夕夏ちゃんが殺害されました。私は本村さんに幾度かお会いして、何時間にもわたってお話を伺いました。それを自分のテレビ及び文章における報道にもつなげてまいりました。一々報道しない場合でも、本村さんには複数回お会いして、彼の気持ち、彼の考え方、何ゆえに彼が死刑を求めたのかということについて何度も何度も伺いました。この事件を客観的に振り返ってみることが死刑について考えるのに非常に役に立つと思いますので、皆様方にはもう十分御承知の事例ではありますけれども、改めて少しだけ振り返ってみたいと思います。

これは少年が犯した犯罪でした。少年が逮捕されて裁判になったときに、様々な法廷での闘いが展開されました。その中で一貫して少年は殺意はなかったということを主張いたしました。事件は偶発的に起きたのだということも言いました。裁判の最後の方になってから少年の側の弁護士が申し立てたことは、たまたまその家に行った、偶発的に家に上がり込んだ、被害者の弥生さんが抵抗して声を上げたのを抑え込もうとしたら手が滑って締め殺してしまった、幼い夕夏ちゃんが泣き始めて、その泣き声に自分はびっくりしたので首をちょうちょ結びでひもで結ぼうとしたら、それで赤ちゃんが死んでしまったというような主張でありました。これはおよそ誰も信じることはできなかったのですけれども、法廷ではそのように加害者の権利を守ろうという弁論がなされました。そして無期懲役の判決が出て、最後に最高裁で弁論が開かれて死刑判決になったのは皆様方も御承知のとおりであります。

私が本当に死刑についてなるほどこういうものかなと思わされたのは、私ではありませんけれども、もう一人のジャーナリスト、門脇護さんという方、この方はペンネームを門田隆将といいますけれども、その方がやはりずっとこの事件を追っておりました。死刑判決翌日に加害者の少年を訪ね、少年の話を聞いたところ、少年がこう言ったので

す。胸のつかえがおりましたと。自分は無期懲役は軽いと思っていた、終身刑ならいざ知らず、無期懲役は軽いと思っていた、死刑判決を受けた今は、被害者が例え一人であっても加害者は死刑に該当すると思う、これが加害者の少年の述べた言葉でした。門田隆将さんの著述を読むと、少年は、裁判においては自分が真ん中にいて、片方に被害者の本村さんがいて、もう一方に弁護人がいて、そのときそのときの場面で自分は揺れ動くのだという話をしているのです。あくまでも加害者を守ろうとする弁護人に引っ張られて殺す気はなかったと言う自分がいるかと思えば、被害者の夫である本村さんの心情に引きずられてつい殺意を認めそうになったりする自分がいるということをももごと話しています。死刑が確定したこの加害者の少年が最後に言った言葉は、本当に私にとってびっくりするような言葉でありました。なぜびっくりしたか。それは、幾度かお会いした本村さん自身が私に何回も何回も繰り返した言葉と同じだったからです。彼はこう言いました。あやめた命に対し命で償うのは当たり前のことだと思うと。あやめた命に対し命で償うのは当たり前です。これは本村さんが幾度も取材の中で私に訴えたことでした。死刑判決を下されて初めて加害少年も被害者と同じことを言った。本村さんはこうも言いました。死刑があるからこそこの少年は本当に自分の犯した罪と向き合うことができたのではないか、死刑判決がなければ恐らくこの加害少年は自分の犯した罪と本当の意味で向き合うことはなかったのではないかと。私はこのことについて随分と考えました。何と言っても、人の命を司法という場をかりて法律によるとはいえ、奪うということは一人の人間として余りにも重い課題でありますから、本当に考えました。

そして、もう一つの死刑を受けた少年の事例を調べました。これは祝康成さんという方が書いた本の中に出てきます。『19歳の結末 一家4人惨殺事件』という本であります。

この19歳の少年は、ある家に押し入って、83歳のその家のおばあさんを殺しました。36歳の母親を刺して殺しました。42歳の夫も殺しました。そして4歳の次女も深く包丁でえぐって殺しました。これは94年8月に死刑判決が出ております。

この少年は逮捕されたとき19歳でしたから、自分が死刑になるはずがないと思っていた節があります。逮捕されてからも反省の姿勢を見せることなく、高校時代に使っていた教科書や参考書や辞書を取り寄せて一生懸命勉強を始めました。出所した後に生きていくために何か資格を取ろうと考えていたといひます。この少年に死刑が下されたとき、祝さんの取材に少年はこう言っています。死刑の判決を受けて自分の死を見せられ

て、初めてこのとき、自分に包丁を突きつけられて亡くなっていった被害者の方々の抱いていた心情を理解できた、これが死刑でなかったらそのまま自分は被害者の人々が味わった恐怖を味わうこと、感じることはなかったのではないかと。

もちろん、限られた事例の中で一つの方向を出す、若しくは結論を出すということは、能力に限りのある人間にとっては大それたことなのかもしれませんが、やはり自分にその同じ場面が降りかかってこない限りは、本当に切実な意味で人の命を奪うことの恐ろしさ、罪深さ、取り返しのつかなさを実感したり反省したりすることはないのではないかと私は思います。

他方、殺人を犯した人間も立ち直りの機会を与えられるべきではないかという議論があります。更生の機会を与えるべきだと。私もそのように思わないわけではありません。しかし、更生は本当にあり得るのか。そして、社会正義ということを考えるとき、被害者の権利を守ったり、被害者の心を守ったり、その家族を守ったりする意味での社会正義は死刑なしにあり得るのかといえ、大変疑問に思います。本村さんの場合も、そのほかの多くの殺人事件の場合も、被害者は殺された人を筆頭にたくさんいらっしゃいます。伴りよであったり、父であったり、母であったり、祖父母であったり、子供であったり、親せき一同、友人もそうだと思います。被害を受けた側の人、直接の被害者でなくとも、身内であれば、恐らく、乗り越えることが非常に難しい傷を一生負って生きなければなりません。本村さんの場合も、もし本当にあの少年に死刑判決が下されなかったら、彼はその後生きていけるのかどうか。彼と話していて、私は、大丈夫、生きていけるなどということは言えません。非常に疑問だと思います。

岡村さんという弁護士がいらっしゃいます。奥様を殺されました。犯人は当然死刑になると思っていたらそうではなくて、今までずっと弁護士として被害者の人権を守ってきたつもりで岡村さんが、今までの自分は本当の意味で被害者の人権を守っていたとは思えないとおっしゃっています。自分が被害者になったときに、妻がゆえなく殺された、その現実に向き合わされたときに初めて被害者を守ることがどういうことであるかが分かったと岡村さんはおっしゃいます。それが彼をして、高齢の世代になったときに初めて、死刑をちゃんと下してください、被害者の人権を守ってくださいという運動の先頭に立たせるきっかけとなりました。

ひとつだけ申し上げなければなりません。取材の現場で死刑に関わるような事件に遭遇するというのは、ずっと社会部にいる記者でない限りそう多くはありません。私は社

会部ネタも書きますけれども、そのほかの多くの記事を書くジャーナリストであります。社会部ネタだけを取材しているわけではありませんので、私が取材した、そして話を聞いた死刑に関係する事案は以上述べたように大変少ない数であります。けれども、その一つ一つの取材を通じて、私は、死刑というものは必要である、むやみやたらに死刑を連発するのではないけれども、どうしても死刑を適用せざるを得ない事案がある、それが、社会正義を実現する司法を確立して、その司法のもとで国民が安心して生きることのできる国をつくるための方法であると信ずるに至りました。法は国民のためにこそあります。国民とはまじめに生きている人たちのことを指します。他者に迷惑をかけることなく、つつましく、自分の責任の範囲内で生きている国民を守ってこそ法は国民のためにあると言えるのだと私は思います。よって、私は、個人的には死刑などしたいと思う人はいない、私も含めて日本国民を個人ベースで見ればそのような考え方が圧倒的だと思いますけれども、国の責任を果たし、司法の責任を果たし、社会正義を実現し、国民を守るために死刑は必要だと思います。

以上です。

上富刑事法制管理官 櫻井様、ありがとうございました。

ただいまの櫻井様の御説明に関して何か御質問がありましたら、お願いいたします。

江田大臣 ありがとうございました。

実は私も死刑判決を書いたことがあるのです。ただ、残念ながら裁判官として書いたのではなくて、司法修習生で私がついた部に死刑の求刑事件が係って、3人の合議体の裁判官と、修習生も一緒にこの評議に加わりますので。もっとも我々は評議の一票はありませんけれども、いろいろ議論はさせてもらうので、そうした議論の中で、まだ修習生の時代ではありましたが、修習生ですから見習で、実際に裁判官になったらどう判断をすべきであろうかというような立場から考えて、たしか合議体の結論が出る前に司法修習生の起案はしたような気がしますが、この事案は、法定刑、死刑がある事件の中では死刑の選択もやむを得ないということで書いておきました。それ1件だけですが、裁判官として死刑を選択する、そのときの状況というのはお考えいただいたことはございますでしょうか。

櫻井氏 今、裁判員裁判があります。ここに来るよという御指示をいただいたときに、今は国民一般の方が裁判員となって死刑に関わる事案も審議する立場ですので、これは本当に単に国民の一人というだけではなく、自分がその場に立ったときにどう感じるだ

ろうか、若しくは、もう既にその立場に立っておられる方々は、裁判員であれ、裁判官であれ、どう感じるだろうかということはもちろん考えました。個人の立場で考えれば、これほどつらいことはないと思います。非常な重い負担になるだろうと思います。しかし、私はこう考えました。例えば、個人的にはこう考えるけれども、その個人的な考えであるとか感情をこのような公の場に持ち込んで、それによって全体を見失うとしたら、それはむしろ間違いである。外交に例えてみると分かりやすいかもしれません。外交においては、どの国とも親和的な関係を維持することがよいと個人レベルでは考えるでしょう。どの国とも仲よくするのがよいと考えるでしょう。けれども、国際社会の国家と国家の関係というものは友情だけではかれるものでないことは現実が示しています。ですから、政治家になった場合には、個人の感情を大事にしながらも、国益を担っていく、そのような政策を選ばなければならない。裁判に関わる人も、個人としての感情を大事にしながらも、より大きな、公正な社会をつくる、司法としての社会正義実現の責任を全うするという意味で、大変につらい決断を下さなければならないことはあるでしょうし、そのような立場に立つ人にはその責任を全うすることが求められていると私は思います。

江田大臣 ありがとうございます。

先ほど櫻井さんがおっしゃられたことと、裁判官が死刑の選択をするときの感情とを突き合わせると、私は、死刑というのはぎりぎりの選択で、もうほかの選択はないという場合に初めて死刑の選択をするのですが、裁判官にその個人が将来どういう人生を歩むかをすべて見通すことなんてできない、にもかかわらず死刑を選択するのは、この荒ぶれた魂に救済の道があるとすれば死刑によって自分の精神を昇華させる以外にはない、したがって死刑がこの荒ぶれた心に救済を与える唯一の道だからこれを選択するというような納得の仕方があるのかなと思ったこともございます。しかし、更に考えて、それは人ができるのだろうかというような思いもするのですが、人の心の救済と、人がなし得るわざと、そのあたりの関係はどうお考えでしょうか。

櫻井氏 江田大臣がおっしゃったことは非常に深い意味があると思います。荒ぶれた魂を救うための最後の策とおっしゃいました。司法は、それに関わる人の魂を救うということも大きな目的として据えておかなければなりませんけれども、私は逆に大臣に教えていただきたいと思います。加害者の荒ぶれた魂を救うためにという考え方を持つならば、被害者の絶望を救うにはどうしたらいいのか。戻ってこない命を奪われた家族、その人

たちの絶望はどのようにして救われるのか。これは復しゅうということではないと思います。本村さんのお話を伺っていても、そうではない。岡村さんのお話を伺っても、彼らが求めているのは復しゅうではないのです。犯人に自分がしたことを本当に認識してもらうために何をなし得るのか。いかなる理由があっても、神ならぬ身の人間が他者に死を宣告するというのは、これは神の摂理から考えると大それたことであります。けれども、それでも人間社会に生きる私たちは、現実には生きています。被害者、その御家族、この人たちが生きていくための力を得る場所、彼らに生きる力を与えるにはどうするか、それを考えなければいけないと思います。冒頭で死刑とは関係のない薬害エイズの話を持ちよっていただきました。それは、被害者が余りにも忘れられてきたのが我が国であるという思いがありましたから、あえてこの事案とは直接関係のないことですが触れました。加害者の権利を守ることも当然必要です。けれども、被害者の権利を守ることも同じように重要であり、同じように大事です。これまであまりにも忘れられていただけに、もう忘れてはならないと私は思っています。

江田大臣 ありがとうございます。

黒岩大臣政務官 櫻井先生、ありがとうございます。

今の話に関連してお聞きしたいのですが、先ほど櫻井さんが、少年の例でしたけれども、死刑を突きつけられて初めて殺された被害者の立場が分かる、殺される恐怖とかが理解できるというお話だったのですが、そうしますと、死刑を宣告された人間は被害者の痛みが理解でき、多分この人間はそのことによって、この人はこの後社会には出てこないわけで、ちょっと矛盾した言い方ですけれども、被害者の立場は分かるわけですから、そういった凶悪犯罪に手を染めない抑止力にはなるわけですけれども、死刑を宣告されない人はいつまでたってもなかなか被害者の立場に立てないということなのか。社会に対する抑止力という意味だと、結局、死刑宣告された人間だけが死に直面できて、被害者の恐怖が理解できて、その人間は悔い改めるというか、次に人を殺すようなことを起こさないということは分かるのですけれども、この人間は事実上もう社会に出ないわけですから、社会に対する抑止力にはならないのではないかという疑問、それが一番の疑問なのです。

櫻井氏 今の整理のなさり方は、多少明快過ぎるかな、単純過ぎるかなと感じます。私は、死刑を突きつけられて初めて命の重さ、自分の犯した犯罪の重大性を認識したという事例として本村さんの被害のケースなどをお話しいたしました。けれども、では死刑を突

きつけられない限り自分の犯した犯罪の重さを認識することができないのかといえば、そこまでは申しておりません。抑止力という意味で考えるならば、死刑がないと仮定いたしますと、それは、どれほど殺人を犯しても犯人は自分の命だけは奪われないという保証が法律によってなされることになります。私は、人の命をあやめた人は償いとして自分の命であがなうしかないという倫理観を失わないためにも死刑制度が必要で、死刑制度を持っているということはその抑止力にもなるのではないかと考えています。

黒岩大臣政務官 分かりました。

江田大臣 一つ、余り個人的なことを言うべきときではないですが、ひょっとして誤解があったらいけませんので。私自身は裁判官をやっていたときに死刑事件に関わったことはありませんが、しかし刑事事件には関わっています。その際に、ここは検察官の皆さんが多いからちょっと言いにくいですが、検察官が結構ありきたりの立証だけをして終わって、弁護士の方が弁護人として精いっぱい被告人の弁護をされます。そうすると、法廷の中は何か被告人が非常にすばらしい人のような雰囲気になってしまうことがあります。これはいけないというので、検察官と弁護人とが少なくとも同程度に両方の立場を言い合って、そして引きずられない、裁判ですから弁護人の弁護活動にももちろん影響される、検察官の立証にも当然影響される、その両方の影響を同等に受けて判決をすべきだというので、私自身の場合は多少きつめきつめの判決になっていました。そのことを、今、半分反省しながら思い出しますので、是非、私がいつも被害者寄りになっているということではないということだけは御理解ください。

櫻井氏 はい。ありがとうございます。

江田大臣 ありがとうございます。

上富刑事法制管理官 櫻井様、ありがとうございます。

櫻井氏 今日は私も大変緊張して参りましたけれども、ありがとうございます。

失礼いたします。ありがとうございます。

江田大臣 どうもありがとうございます。

若林秀樹氏ヒアリング

上富刑事法制管理官 それでは、次に若林様から御意見を伺いたいと思います。若林様は
社団法人アムネスティ・インターナショナル日本事務局長を務めておられます。まず、
江田法務大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

江田大臣 若林さん、今日はどうもありがとうございます。

先ほど、櫻井よしこさんがおられるときに、この勉強会について御挨拶を申し上げた
のですが、同じことを繰り返しても仕方がないのですが、千葉元法務大臣が設置された、
この「死刑の在り方についての勉強会」は非常に重要で、国民的に開かれた勉強でなけ
ればならないということで、様々な方々をお招きして、お話を伺っています。

実は今日は東日本大震災からちょうど1か月目になりまして、午後2時46分には首
相官邸で全閣僚がそろって緊急災害対策本部の会合などをいたしますので、私は中座し
なければなりません。そして、閣僚だけではなくて全省庁がその時間には黙とうをしよ
うという申合わせになっておりまして、この場でも是非46分に黙とうをしていただき
たいと思っております。そういうイレギュラーつきでございますが、是非よろしくお願
いいたします。

上富刑事法制管理官 それでは、若林様、よろしくをお願いいたします。

若林氏 アムネスティ・インターナショナル日本の事務局長をしております若林秀樹と申
します。今日はこのような機会を賜りまして感謝申し上げます。

江田大臣、小川副大臣を始め、かつて私も民主党の議員でありましたので、同僚であ
り、また大先輩の議員の皆様方を前にして私がアムネスティ・インターナショナル日本
の事務局長の立場で死刑廃止についてお話をさせていただくとは本当に夢にも思ってお
りませんでしたし、非常に感慨深いものがあります。私も、3月20日、3週間前に正
式に就任したところでありますので、まだ新米の事務局長でありますけれども、精いっ
ぱいアムネスティの主張をさせていただきたいと思っているところでございます。

アムネスティは、御案内のとおり、1961年、来月の28日で創立50周年を迎え
る国際NGOであります。ロンドンでスタートいたしまして、死刑廃止を始め、難民問
題等、様々な国際人権の保障を確保する活動をしておりまして、アムネスティ・インタ
ーナショナル日本は1970年、昨年でちょうど40周年を迎えたところでありまして、
全世界180か国320万人のサポーター、会員がいる団体であります。また、197

7年にはノーベル賞を受賞しております。5月7日には50周年を記念してチャリティのレセプションも企画しているところでもありますので、もしよければ、是非お越しいただければと思っております。

まず、アムネスティ・インターナショナル日本の死刑に対する基本的な立場ですが、スライドを出していただきたいと思えます。

[パワーポイントによる説明。以下、表示されたパワーポイントの番号をP①などと表記]

P②) あらゆる事例で例外なく、無条件で、いかなる死刑制度にも反対するというのがアムネスティの基本的な立場であります。なぜならば、死刑は、世界人権宣言にある「生きる権利」を侵害する残虐で非人道的な刑罰だからであります。それぞれの反対する理由については細かく申し上げませんが、唯一申し上げたいのは、えん罪の可能性が常につきまとうということであります。えん罪による処刑の可能性は死刑制度が生み出す究極の不正義だと私は思っております。日本では、これまでも既に4人の元死刑囚が再審によって無罪判決を受けていますし、最近でも足利事件あるいは大阪地検特捜部による村木元局長に関する資料の改ざん事件を始め、えん罪が生まれる構造的な問題も全く消えないということがございます。

アムネスティ・インターナショナルの考え方はお手元の資料に載っておりますし、私から詳しく申し上げるつもりはありません。ただ、私はアムネスティ・インターナショナルのポジションを踏まえ、二つだけここで申し上げたいと思えます。一つは、国家の制度としての死刑制度の是非についてもっともっと多角的に議論をしていただきたいということであります。もう一つは、皆さん方の政治としての主導性を発揮していただきたいという2点について申し上げたいと思えます。

私は、日本の死刑制度に関する議論を見るにつけ、常に被害者、遺族の感情が持ち出され、それ以外の論点がなかなか政治家、メディアから持ち出されることがないというのが非常に残念であります。政府では、まず国会で様々な法律とか国家予算をつくり、社会の在り方の枠組みをつくる、そして行政府はそれを中立に執行していくわけであり、それぞれの過程の中で、やはり国家運営というのは完璧ではない、常に何らかの社会的なひずみを生むわけで、結果として社会的な弱者が生まれてしまうというのは御案内のとおりであります。そういう意味では、この社会のひずみを生み出す一義的な責任があるのは国家であるということでもあります。その責任を負うべき国家が被害者になり代わって、もう既に力のない一人の弱い人間の命を奪い取ってしまう、そのことが

我々自身が目指している本当に行くべき方向の社会なのだろうかということを考えるわけであります。そういう意味では、国家の制度として在るべき制度なのか、もっと多角的にこれを議論していただきたいというのが私が最初に申し上げたいポイントでございます。

もう一つは政治の主導のことであります。私は議員になって後悔したことが一つございます。それは、議員になって間もないころ、死刑廃止議連に入りました。そうしたら、ある影響力のある後援会の人に、死刑廃止議連に入ったら2回目の選挙に影響するぞと言われて、私はすぐに辞めてしまいました。今から思いますと、本当に後悔の気持ちがいっぱいなのですけれども、それ以来、死刑について語ることはありませんでした。つまり申し上げたいのは、政治家にとって大事なものは理念であり、その大事な政治理念を人から言われて捨て去ってしまったことが最も後悔するところでございます。国連の自由権規約委員会は、繰り返し日本政府に対して、人権の保障と人権の基準は世論調査によって決定されるべきものではない、あるいは必要に応じて国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであるということで、政府が死刑廃止に向けた主導的な役割を發揮することを求めているわけであります。政治家の仕事は国民の代弁者であります。常に世論を意識し、単に意見を代弁するだけであれば、議員は必要ないのです。この国を正しいと思う方向に導くために、世論に迎合することなく、勇気を持って自らの政治哲学・理念を示し、国民を啓蒙し、国民世論を積極的にリードするのが政治家の役割だと思っておりますし、政権交代が起きて民主党政権になった皆さん方にはそのことを一番期待するところであります。政権交代を支持した日本国民については、死刑廃止についても知らないことが多いだけなのです。判断する材料を持っていないだけなのです。ですから、私は、是非とも皆さん方に、正しい方向とは何なのか、国の制度としてはどうあるべきなのかということ国民的な議論の中で呼び起こしていただきたいと思ひますし、この民主党政権における皆さんの足跡が後世に評価されるように、このとき何かが変わったということ世の中に示していただきたいと思ひます。

そして、一言だけ、世界の潮流とアメリカの動向についてお話しさせていただきたいと思ひます。

P③) 次のスライドを見ていただきたいのですが、先日、アムネスティより2010年の死刑に関するデータが発表されました。一言で言えば、世界の流れは死刑廃止に向か

っており、日本はますます孤立しつつあるということでもあります。2010年の死刑廃止国は1か国増えて96か国、死刑の執行停止など事実上死刑を廃止している国を含めると、その数は139か国であります。昨年死刑を執行した国はわずか23か国であり、日本もその中に含まれているわけでもあります。

その中で一つだけ申し上げたいのは、アメリカの動向についてであります。どうしても、アメリカはどうなっているのか、アメリカはどう考えているのかというのが常に必要以上に日本の世論形成に影響するのは御案内のとおりであります。アメリカは死刑存置国の代表国のように言われますけれども、結論から言うと、少なくともアメリカは実態として死刑制度を維持している国とは言えない状況になっているということを是非とも御認識いただきたいと思えます。

P⑧) このスライドを見ていただきたいのですが、昨年は46人の方が処刑されました。これは1999年の98人から半減。また、死刑の判決数は110人で、90年代中ごろの判決数のわずか3分の1になっております。そして、この3月にイリノイ州におきまして死刑廃止法案が成立し、全米で16番目の死刑廃止州となりました。なおかつ、コネチカット、カンザス、メリーランド、ワシントン、モンタナ各州でも死刑廃止法案が州議会に上程される動きが起こっておりますので、このことをもっても、アメリカが死刑を維持している国とは言えないのではないかと思います。

P⑨) 次のスライドだけ見ていただきたいのですが、これが昨年アメリカで死刑を執行した12州の実態なのです。ほとんど南部に集中しております。つまり、2010年は、38州で死刑を執行せず、法律で死刑を廃止している州は16州ですけれども、事実上、南部以外の州では死刑は執行されなくなってきたのです。この事実をもって、アメリカが死刑の存置国だと言える状況ではないのではないかと感じておりますので、繰り返しになりますが、世界は死刑廃止に大きくその流れが強まっている。

その中で日本はどう対応すべきか、ということが今問われているわけでありまして、日本国憲法前文にありますように、国際社会において名誉ある地位を占めたいということであれば、世界のこの流れを見ながら、是非とも日本が死刑を廃止して、人権を尊重する本当の意味での国民主権国家になることを決断していただきたいということを申し上げまして、担当の天野からもう少し詳細について触れさせていただきたいと思えます。

天野氏 ただいま御紹介いただきました、アムネスティで死刑廃止活動を担当しております天野と申します。世界の死刑廃止に関連する全体的な状況、そして日本の死刑制度に

ついて、我々アムネスティがこれまで申し上げております懸念点といったものについて指摘させていただきます。

P⑩) まず、世界で死刑を実際に執行している国ですけれども、我々アムネスティの国際的な調査に基づきますと、1990年代半ばには毎年平均40か国だったのですけれども、近年は20か国前後ないし20か国を切る年も出ております。すなわち、国連加盟国の中で実際に執行を行っている国は1割から2割弱という状況になっているということです。2010年の傾向を見ますと、台湾やベラルーシといった幾つかの国では死刑の執行が再開されているという残念な状況がございます。しかし、全体として見たときに、死刑廃止へと向かう国際的な潮流は明確です。先ほども申し上げましたように、執行している国自体が減少する傾向は変わっておりません。さらに、2010年にはアフリカのガボンで死刑が法律上廃止され、更に幾つかの国において死刑廃止法案が提出される動きが出ております。特に注目すべきはモンゴルです。昨年1月に大統領が死刑執行停止を正式に国会で宣言いたしました。その後、議会で死刑廃止に向けた法案が検討されているという状況です。

P⑪) これがモンゴルの大統領の国会で行われた演説の、非常に長文なので、その一部を抜粋したものでございます。この中でモンゴルのエルベグドルジ大統領は、「私たちの国を、市民が国家によって命を奪われることのない国にしようではありませんか。」とモンゴルの人びとに呼びかけております。ここでは、人権、そして民主主義という普遍的な価値をモンゴルは追求するということ、そしてその文脈において死刑は廃止されるべきであるという政治的なスタンスが明確に打ち出されております。我々は、こうした政治的なリーダーシップを日本政府に対しても強く求めたいと思います。

P⑫) 国連総会におきまして死刑執行の停止決議が昨年12月に採択されております。これもまた死刑廃止に向かう国際的な流れを明確に表しているものです。昨年12月に採択されたのですけれども、これが3回目の採択となります。2007年、2008年に続いて3回目となります。3回目なのですけれども、採決していく度に賛成する国が増え、反対する国が減るという傾向が出ております。なお、アジアの国、特に東アジアの国々における投票の動向を見ますと、3回連続で反対票を投じた東アジアの国は、中国、朝鮮民主主義人民共和国、そして日本の3か国だけとなっております。このように、これまで死刑存置国が多いとされてきましたアジア、特に東アジアの国々においても、死刑に関する考え方は明らかに変化の兆しを見せております。

P⑭) それでは、次に日本の死刑についてです。

私どもアムネスティは、死刑について廃止を明確に訴える立場でありますけれども、同時に、死刑存置国において実際に死刑にどのような問題があるかという点についても指摘をしております。日本の死刑に関連いたしましては、国連の様々な人権機関より、改善の勧告や、深刻な懸念があるという勧告が繰り返し出ております。ここでは、拷問等禁止委員会、自由権規約委員会等の勧告、本日の資料にも紹介しておりますけれども、死刑確定者の処遇の問題、例えば面会が非常に制限されていること、あるいは独居拘禁が続いているということなどの問題、あるいは、高齢者及び精神障害者の死刑の執行がなされているということ、さらに、死刑確定者と外部の弁護士との面会などが制限されていることなど、非常に詳細に繰り返し指摘がなされていることがあります。さらに、国連の人権理事会で行われております普遍的定期審査においても、こうした日本の死刑確定者の処遇に関して国際的な人権基準に照らして問題があるのではないかと、国連決議に従って執行の停止と廃止に向けた検討を行うべきではないかということが、この普遍的定期審査に参加しておりますほかの国々から指摘されているという状況です。

P⑮) こうした様々な問題を抱えているわけですが、その中で我々アムネスティが特に近年繰り返し指摘してきておりますのが、精神障害に苦しむ死刑確定者の問題であります。

我々は2009年に独自の調査を行いまして、「首に掛けられたロープ」というタイトルの報告書を出しております。これは日本の死刑確定者に対する処遇についてのレポートであります。本日はその要約版を資料として同封しておりますが、この中で我々は、かなりの数の囚人が精神障害を患っていたにもかかわらず処刑されたという報告がある、そしてこれは国際的な基準に明らかに違反していると指摘しております。さらに、日本において処刑されている人々の多くが高齢者であること、あるいは、死刑確定者の処遇の中で長期間にわたって処刑の恐怖にさらされ、外部との面会も厳しく制限されるという状況にあり、これは残虐で非人道的あるいは品位を傷つける処遇で、国際基準から見ても大いに問題があると指摘しております。そして、本日の資料でも複数挙げておりますが、具体的な改善措置をとるようにと日本政府に対して要請しているわけです。この場でも今までに様々な方がヒアリングに招かれているかと思っておりますけれども、実際に死刑囚の処遇を経験された方から話を伺うことも必要ではないかと思っております。我々の調査

では、日本の死刑確定者に対する処遇は国際的な人権基準から見て明らかに問題があるということです。本日皆さんにお配りしている我々の2009年の報告書の中でも、袴田巖死刑囚を初め、現在もなお拘禁されている死刑囚で深刻な精神障害を抱えている方の事例を紹介しておりますが、こうした死刑囚の処遇について国際社会から非常に深刻な懸念と厳しい視線が日本政府に対して注がれているということについては是非関心を持っていただきたいし、具体的な善処を要請したいと思います。

私からの発言は以上になりまして、アムネスティの死刑廃止活動に具体的にかかわっております者から発言してもらおうと思います。

可知氏 私は、アムネスティ・インターナショナルの死刑廃止チームで活動をしております可知亮と申します。普段は小さなビル管理の会社を経営しております。

私たちアムネスティ死刑廃止チームでは、一般の人を対象にして毎月1回死刑廃止入門セミナーとか、国と違って本当に街の人が死刑廃止に関してどう思っているかというアンケートを街頭でとったり、年に1回はデモをしたり、そういうことをしている市井の人間として、短いですが発言させていただきたいと思います。

なぜ私が死刑に反対しているのかという一番の理由は、人は人を殺してはいけないという当たり前の思いです。人を殺すことはよくないと教育されてきましたし、自分の子供にもそのように言ってきています。

ではどうして死刑で人を殺すことはいいのかということを確認にきちんと説得力を持って言える人がいるでしょうか。元参議院議員の中山千夏さんは次のように言っています。人を殺すことはいけない、正義があれば人を殺してもいいというのは間違っている、戦争や死刑での人殺しは正義のためだから正しいというのはおかしいと。正にそのとおりだと思います。国家の行う殺人は正しいということになれば、殺人は犯罪だと言っている法律を持っている国家は矛盾そのもの、要するに法治国家として本来あるべき姿ではないと私は思います。

もう一つは、死刑執行ということに私自身関わっているということです。なぜならば、私たちが選んだ政府が死刑を執行しているわけですし、私は納税者ですが、その税金の一部が公務員である刑務官の方に支払われて、その人が死刑を執行しているわけです。ですから、言ってみれば人の手をかりて私自身が殺人をしているというようにも思ってしまうわけです。刑務官の方に一番ひどい役回りをさせているのが実は自分自身だということになってしまうわけです。しかも、今は裁判員制度が導入されて、私

たち普通の市民が自ら死刑を宣告するという恐ろしい事態に至っています。自国の国民にそのようなことをさせる日本の在り方というのは、欧州諸国では死刑は廃止されているわけですから、異様な国と見るのではないのでしょうか。なおかつ、もっと言えば、本当に野蛮な国だと思われるかもしれません。

私は死刑を執行された方の遺体に出会ったことがあります。2008年4月10日、鳩山邦夫法務大臣が処刑した10人目となります岡下香さんという方です。岡下さんは、死んだ後に献体を希望していました。防衛医科大学が引き取り手となったのですが、その前に少し時間があつたので、お別れの会というのが開かれました。そこには彼の御家族やお子さんたちが来ていました。岡下さんの御遺体はきれいなものでした。ただし、首筋に若干の跡、索条痕というのですか、それと口が多少開きぎみで、多分無理やり締められたのだと思いますが、それがちょっと異様でした。ただ、そのときに感じたのは次のようなことでした。つい昨日まで元気で生きていて、病気でも何でも健康体だったのにこんなふうになってしまったのだなということと、もう一つは、この御遺体は普通の死体だなと思ったことです。そこには死刑だからといって特別な死ではなくて、普通の死があつたということです。それを実に感じました。だから、取り返しのつかない、要するに彼にとっては唯一の命を国家は奪っていったのだなということです。死刑というのは、ただ単に人工的に無理やりに死を増やすことだと私は感じました。是非、法務省の方々にもそういうことだということを知っていただきたいと思っております。そして、できれば一般の人にも刑場を公開してもらいたいと思います。それは私自身の義務であり、権利だと思うからです。

先ほど大臣がおっしゃいましたけれども、東日本大震災からちょうど1か月目で、本当に多くの方が亡くなり、悲しい出来事がいっぱいありました。想定外の大きな地震、想定外の大きな津波と言われています。やはり人間に想定できることにはそれなりに限界があると思うのです。特に福島原発はいまだに如実にそのことをあらわしていると思います。人間の行うことには絶対はない、必ず間違いは起こるということを、私たちは、今、嫌というほど実感させられているはずです。裁判は、その人間、私たちが行っているわけです。間違いを犯すかもしれない人間が行っている制度に人の命を奪ってしまうという絶対的な刑罰、死刑があつていいとはどうしても私には思えません。人間には間違いがあることを前提として、あらゆることを考えて制度は作られなければならない、そのように思います。一日も早く死刑執行をやめて、死刑制度の廃止に向けた道筋をつ

けてほしいと思っております。

以上です。

若林氏 P(16) アムネスティは当然日本政府に対しまして死刑の廃止を訴えたいと思いますが、その第一歩として、特に下記の点につきまして要請させていただきたいと思っております。5点であります。とりわけ、是非とも政治主導で発揮していただきたいと思うのは、まず死刑の執行停止であります。そして情報を公開し、様々な公開の議論の場を設置していただきたいということでもあります。死刑判決を受けた人々とその関係者、弁護士、NGO、宗教者などを加えた死刑廃止に向けた公的な議論の場、あるいは国会に調査会的なものを設置しながら、国民的な議論を巻き起こしていただきたいと思っております。これこそ政治主導で決断できるわけでありまして、千葉景子元大臣がこの勉強会を設置した、これが一歩だと思っておりますので、第二歩、第三歩、江田大臣にその道筋をつけていただきたいということをお願い申し上げまして、アムネスティ日本としての意見の陳述とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して何か御質問がありましたら、お願いいたします。

江田大臣 ありがとうございます。

アムネスティ・インターナショナルは、良心の囚人の釈放を求めて運動をされている。この運動は、世界中のアムネスティ・インターナショナルの支部がある国の良心の囚人については行動を起こさないということを原則にしておられますよね。つまり、その国の政策については言わない、他の国のことについて物を言う、アクションを起こす。しかし、死刑だけは例外というのはなぜですか。

若林氏 自国条項というのがありまして、例えば、死刑制度の撤廃については全世界的な動きですから、日本の個々の死刑囚に対する取組を我々自身は直接しないということが原則ではありますけれども、その分ほかの支部の会員がそれに対して行動を起こすというのを基本にしております。ただ、その中で、日本政府に対する国連の勧告があった部分につきましては、その完全実施を求めて日本政府に要請するということはアムネスティの中で認められている行動ですので、そういう観点から、死刑制度について、また特に個別の死刑囚の問題について意見を述べることは、国際事務局も含めて了解を得ているところであります。

補足があればお願いします。

天野氏 個別の死刑囚，日本の死刑囚の方でも，非常に状況が懸念される事例，先ほど述べた袴田死刑囚のような事例については，アムネスティの全世界の国々の支部が取組を行っております。日本支部としては，そうした問題個々についてというよりも，制度そのものについてきちんと廃止に向けた議論をしてほしいということを言う。この点については，ほかの国の支部でも同様のことが行われております。アメリカ支部でもアメリカの死刑の問題について取り上げて，死刑廃止に向けた働きかけを行っております。逆に言いますと，アムネスティは死刑問題について，各国でのそうした取り組みが必要である，そこまで重視して取り組むべき問題であると考えているということも言えるかと思えます。

江田大臣 済みません。では，後はよろしく申し上げます。

〔江田大臣 退席〕

西川刑事局長 今日御説明いただきまして，ありがとうございました。

一つお尋ねしたかったのは，先ほどの御発言の中で，世論調査等の結果があるわけですが，それについて知らないことが非常に多い，ここに問題点があるのだという御説明があったと思うのですが，具体的にはどのような分野についての社会一般の死刑に対する知識という点を指しておられるかということについて更に御説明をいただければと思いました。よろしく願いいたします。

若林氏 これにつきましては，どうしても死刑制度を議論するときに被害者，御遺族の立場の感情的な観点からの議論が多い。これは仕方ないことだと思います。しかし一方で，国家としてこの制度を持つことが本当にいいのかどうかということが多面的に議論するには，やはり世界の動向，あるいは，人権を尊重すべき国家としてどうあるべきなのか，果たしてこの死刑制度を維持することが犯罪の抑止になるのか，様々な観点があると思うわけでありまして，そういう意味では国民も世界の動向等々を理解していないのだと思います。もっと幅広い議論があり，それぞれが死刑制度を考える上での判断基準をいろいろ持つことによって国民的な議論は深まるという意味においては，政府としてもっと様々な角度から広報していただきたいということが私が先ほど申し上げたところでありまして，そういう意味では，法務省として言っていただきたいと思えますし，国民あるいは国家をどういう方向に導いていくのがいいのかということに対して，ある意味での反対の声は分かりますが，それを乗り越えてもっともっと発言して，死刑制度に対する

世論をリードしていただくのが政治家の役割だと思っておりますので、そういう観点から申し上げたところであります。

天野氏 具体的に何点か指摘させていただければと思います。

本日の資料4に、私どもが昨年発表いたしました「秘密主義を止め、死刑制度の現実についての情報公開を」と題する声明を入れております。こちらに、日本の死刑制度について、具体的にどういった点が秘密主義的であり、問題と考えられ得るかという点について述べさせていただいております。

我々としては、例えばここに書いてございますけれども、法務大臣が死刑執行命令を出すに至る一連の手続き、執行の順番がどのように決められるのかなどの詳細が明らかにされていない。あるいは、死刑執行に関する刑務官や医務官には極めて強い精神的負荷がかかると考えられますが、彼らの心身の健康に関する何らかのケアがされているのかといった点も不明であります。あるいは、私どもが2009年に報告書を出します際に、死刑確定者との面会をアムネスティの国際調査団が申し込みましたが、これは残念ながら拒否されました。このように死刑確定者は外部との面会が非常に厳しく制限されておりますので、実際に死刑囚の人々がどのような処遇に置かれているのかについては非常に限られた情報しかありません。さらに、死刑確定者の健康状態についても同様です。

こうした点については、先ほども紹介しましたが、国連の人権機関から具体的な指摘がなされているところであります。死刑確定者とその家族のプライバシー尊重のためであると主張されている、「不必要な秘密主義」という言い方で国連の拷問等禁止委員会は日本政府を批判しております。これ以外にも、国連の「超法規的、即決あるいは恣意的処刑に関する特別報告者」というのがありまして、この報告者が次のように指摘しているわけです。「ある国が、一方で世論に従うと言いながら、一般社会に対して死刑の運用についての情報の提供を意図的に拒んでいるというようなことは筋が通っていない」。我々は、日本の死刑制度の秘密主義の現状は正にこの言葉に合致すると考えております。ですので、我々はこの資料4の最後のところですが、3点にわたって、具体的な情報を明らかにするように要請をしているわけです。ここは細かく申し上げませんが、こうした点は別に我々アムネスティだけではなく、日弁連なども含めてこうした情報の公開の更なる促進をという声が繰り返し上がっておりますので、是非具体的な善処をお願いしたいと思います。

上富刑事法制管理官 それでは、どうもありがとうございました。

椎橋隆幸氏ヒアリング

上富刑事法制管理官 それでは、次に椎橋様から御意見を伺いたいと思います。椎橋様は中央大学法科大学院・法学部教授で、御専門は刑事法学です。まず、小川副大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

小川副大臣 椎橋先生、本日はお忙しい中をありがとうございます。

江田法務大臣は、今、時間が災害対策会議に重なりました関係で席を外しておりますが、御了承ください。

この会議は、千葉景子元法務大臣が昨年発足させました。千葉大臣そのものは、個人としては多分死刑廃止というお考えであったのでしょうけれども、法務大臣の職責ということで死刑を執行されました。そうした中での思いもあられた中で、やはり死刑制度をしっかりと考える必要があるというお考えでこの勉強会を立ち上げたということだと思いますが、私どもも引き続いてこの趣旨を酌んで死刑について根本から考えようと思っただけでございます。本日は先生からの忌たんのない御意見を賜ればと思いますので、よろしくをお願いいたします。

上富刑事法制管理官 それでは、椎橋様、お願いいたします。

椎橋氏 中央大学の椎橋でございます。こういう会議にお呼びいただいて発言する機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、死刑の在り方について若干考えているところを申し上げたいと思います。死刑制度は大変重い課題でありますけれども、私なりに考えてみました。

死刑は古来からある刑罰でございまして、かつては多用されておりました。社会に犯罪が発生したときに、安全な社会に戻すためには、社会に害をなした者をその社会から排除すればいいということで、追放刑と並んで死刑が多用されてまいりました。しかし死刑は次第に多用されない傾向になってまいります。

刑罰の中心として死刑が多用されていたときの目的事実の背景には、やはりその時代、その社会の事情、特徴があります。限られた人的・物的資源の中で社会を安定させるためには、社会を予防するために威嚇という効果を狙って刑罰そして死刑を用いるという意味が相当強かった。死刑は見せしめとして行われ、その効果を上げるためには残虐な死刑の執行をする、同時にももちろん処刑は公開されるということで、死刑の恐ろしさを人々の心に焼きつけることによって同じような悪い犯罪行動に走らないようにというこ

とが意図されていたと思います。

ところが死刑は時代が下ると次第に多用されなくなってきます。理由の一つには自由刑が台頭してきます。これは、死刑を科してその者の命を奪うよりも、その労働力を活用しよう、一等罪を減じて働かせようということで、ガレー船のこぎ手とならせる、あるいは、次第に産業革命が発達してきますと、猫の手も借りたい、もちろん子供も働かせたい、そういうときに囚人を使わない手はないわけでありますので、従来であれば死刑にするところを自由刑としてその労働力を活用することになりました。

もっとも、この問題はかなり複雑でありまして、ただ単に人の労働力が必要だということだけでは説明できません。思想的な基盤も重要でありまして、啓蒙思想というのがございました。そこでは、死刑は残虐だ、むしろ死刑ではなくて、人は更生させればまともな人間になるものだという考え方から、人道主義の考え方、啓蒙主義の思想というのが思想的な背景としてはございます。こういう思想的背景がなければ、死刑が多用されなくなっていく動きにはなりにくいわけでございます。

もう一つ、人道主義と非常に深く関わり合っておりますけれども、罪刑均衡の要請というものも主張されてきました。これは正義論の中核にもあるものと言っていいと思いますけれども、犯罪にふさわしい刑罰を科すべきという考え方です。時代によって相当違いますけれども、中世のイングランドでは200ぐらいの犯罪行為に対して死刑を科しうるとされてました。その中には窃盗なんかも含まれますし、ジプシーと交際したとか、そういったことでも死刑になるという時代があったわけです。そうすると、これは行った犯罪に対応するものとしては余りにも重過ぎるのではないかという批判が出てきました。実は罪刑の均衡というのは、ここでは死刑を減らす方向で働くということがございます。

そのような様々な理由で死刑がだんだん多用されなくなってくるということがございます。

最近では死刑を廃止する国々が増えまして、死刑廃止は世界の潮流だということも言われております。

この中で、そういうことを示す資料としては、国連の資料、アムネスティ・インターナショナルの資料がありますけれども、例えば「国連事務総長の死刑に関する報告書」によりますと、これをどういう形で並べるかというのも問題があるのですけれども、報告書の資料の順番に書くということになると思うのですが、死刑を存置している国

又は地域が47、全廃している国又は地域が95、通常犯罪について死刑を廃止している国又は地域が8、事実上の廃止国又は地域が47ということです。

事実上の廃止国については、アムネスティ・インターナショナルの考えによれば廃止国に含めて考えるということになるのですけれども、事実上廃止しているというのは、制度としては死刑制度を置いていて事実上執行していないということですので、死刑制度を存置しているという意味では存置国と評価することも可能であります。それから、通常犯罪について死刑制度を廃止している国というのは、テロ犯罪とか一定の犯罪、国家を転覆するような罪については死刑制度を残しているという意味では死刑制度を残しているということですから、そういう意味では、国連の資料によりますと、「死刑制度を存置している国または地域」と「事実上の廃止国または地域」を足すと94、さらに「通常犯罪について死刑制度を廃止している国または地域」を足すと102となつて、廃止国が圧倒的に多いということは簡単に言えるかは疑問であります。「事実上の廃止国または地域」と「通常犯罪について死刑制度を廃止している国または地域」をどちらに分類するかについて、アムネスティのような考え方をとるのか、そうでない考え方をとるのかによって評価の違いが出てくるのではないかと思います。そういう意味では、廃止国と存置国の数の比較とか意味の評価というのはそう簡単ではないのではないかと思います。

特に死刑廃止国の特徴を考えてみますと、やはり死刑廃止国は廃止に踏み切った理由があると思うのが自然でございます。地域的には中南米とか西ヨーロッパに数多く死刑廃止国が存在しております。時期的には、西ヨーロッパの場合には第二次世界大戦後と1970年代後半から1980年代前半に集中しております。その後も増えておりますけれども、増え方はその時に比べればゆっくりしているという状況だと思います。

中南米等を中心とした国々におきましては、政権交代が激しいということがございまして、政権が交代した場合には前の政権の座にあった者が刑事裁判に問われて、しかも死刑判決を下されるということがございます。そういうところでは死刑制度がどう政治的に使われるか分からないというおそれがあるという理由から廃止される。これは理由があると思います。

西ヨーロッパの国々におきましては、第二次世界大戦の反省、それから政府や死刑制度について不信感をぬぐえない国々がございまして、それから、人権重視ということで政治的な配慮をする、あるいは政治的な配慮だけではなくて経済的な配慮と申しますか、

例えばEUであると、EU加盟の条件として死刑廃止を求めるということで、トルコに例を見ますように、そういったいろいろな要請を受けて廃止する国々もございます。

ですから、廃止国が廃止に踏み切ったことには理由がございます。つまり、国によって死刑制度が恣意的に運用されて、その結果死刑が多用され、多用されたことが国民から不評を買ったということがあったと思います。それから、宗教的な理由で死刑を廃止する、あるいは非常に国が小さくて平和で、死刑制度を持つまでもないという国々もございます。死刑廃止国にはそういった特徴があると思います。そういったことで、死刑を存置させるか廃止するかというのは、それぞれの文化的・宗教的な背景、国民意識、犯罪情勢、政治状況といった様々な要因を背景にして各国民が主体的に決定することだと思います。ですから、死刑廃止が正しい方向、進むべき方向で、死刑を廃止しなければ残虐な国、文化的に遅れた国なのだというようなことはそう簡単には言えないのではないかと思います。

そういう意味で、死刑の在り方について問題がある場合には、それを廃止するということには理由があって、私もそういう国々にいたのであれば死刑廃止論者になっていたかもしれないと思うのですけれども、日本の死刑制度について考えてみるとそうは言えないのではないかと思います。すなわち、我が国の死刑制度について考えてみますと、対象犯罪を限定している、絶対刑ではなくて裁量刑である、それから死刑の認定・執行手続に非常に慎重な手続を用意しているということです。

すなわち、死刑対象犯罪は19種類ということで、実際に死刑の適用がなされるのは数種類ということでございます。死刑判決を受け、執行される数も少のうございます。

それから、死刑が絶対刑ではなく裁量刑であるというのは、法律上の減刑、酌量減軽というのがありまして、この犯罪を犯したならば絶対に死刑になる、個別的な事情を全く斟酌しないで死刑を量刑するというようなことはございませんで、実際には、事案が悪質でひどい、酌むべき事情を最大限考慮しても死刑しかあり得ないというような場合にしか死刑判決は下されません。

それは次の日本の量刑実務を前提にして言えるのではないかと思います。つまり、検察には求刑基準というものがあり、裁判所には量刑相場というものがあり、全体として見れば非常に統一したぶれのない（恣意的でない）求刑・量刑基準のもとに死刑が選択されています。

さらに、それだけではなくて、死刑が確定した後に行政的な審査があって、死刑を担

当した検察官とは別の検察官がもう一度記録を洗い直して、それで間違いないと判断したときに法務大臣に報告する、それを参考にしながら法務大臣が決断するという一方で、そういう意味では非常に慎重な運用がなされております。

次は、死刑存廃をめぐる幾つかの論点がございますので、それぞれについてかいつまんでお話しさせていただきたいと思っております。

第1に、死刑の抑止力の点でございますけれども、抑止力があるかないかについては、あるという考え方とないという考え方がありまして、それぞれの中身について紹介するのは相当時間がかかりますので、控えます。しかし、いずれにしても、この議論の状況を客観的に申し上げますと、どちらの考え方も決定的ではない、抑止力の有無を数量的・統計的に実証することは難しいというのが多くの見解なのではないかと思っております。ただ、数量的・統計的な実証は難しいということになりますと、経験的な観点から抑止力があるかどうかということで、これはある意味ではその人の価値観に基づいた結論ということになりかねないところもあります。しかし、これについては、よく言われますように、私もそれに賛成なのですけれども、刑罰には犯罪を抑止する力がある。もし刑罰がなければ社会は混乱する、これは目に見えております。ところが、そういった意味で刑罰全体としては抑止力があるのに、言ってみればピラミッドをなす刑罰体系の頂点にある極刑である死刑に抑止力はないというのは余り説得力のある議論ではないのか。もちろん、それをなくしたからといって、例えばアメリカのある州で10年間死刑を廃止して、その前後を調べてみるとどうかというと、凶悪犯罪が増加したとの事実はない、だから抑止力はないのだというような調査研究もございまして、これは余りにも時間が短うございまして、もともとそういう実験をしてみるところは実験をしても大丈夫だというような治安状況であったということもいえます。他方で犯罪状況が深刻な地域において、例えばニューヨークにおいてある時期タフなポリシーを導入した、その後は殺人が減少したという調査研究もございまして、しかし、犯罪というのはある一つの要因だけで起こるものではなくて、様々な要因が入り組んでおりますので、どの刑罰にどの位の抑止力があるかどうかということについて証明するのはなかなか難しいという面がございます。

第2に、特別抑止力、これはだれも否定されないのですけれども、これについては実際に、殺人を行って無期懲役になって、仮出獄してまた殺人を犯す、このような記憶に残っている事件でも数件ございまして、これらの事件については、もしその人が

仮出獄し社会に出てこなければ亡くならなかったであろう被害者がいたということで、亡くなられた方についてだれがどのような責任をとることができるのか。非常に不条理ではないか。人を殺しても死刑にならない、さらに出所後、本当は反省して真人間になって出てきたはずなのに、また殺人を犯す。しかし、死刑廃止論は、この場合でも再度人の命を奪った者の生命を尊重しなければならないと言います。一人の生命は全地球よりも重い筈であるのに、再度人の命を奪うことは全人類の生存の基盤を壊すことにはならないのかと考えざるを得ず、それは人間の命に価値をつけて、無辜の人の生命よりも殺人を行った者の方に優位性を見いだすという考え方につながらないだろうか。被害者遺族そして多くの国民はこれでは正義は実現されないとして刑事裁判を信頼しなくなってしまっているのではないかと思います。また、受刑者の中にも、次に殺人を犯せば死刑になることが予想される場合は殺人は控えるようにしたいとの言がよく言われていると聞きます。それから組織犯罪、テロ犯罪といったものについては一定の計算のもとに行われることがあるので、そういった犯罪に対しては抑止効果はあるのではないかと、あるいは期待できるということが言えるのではないのでしょうか。

第3に、誤判の可能性につきましても、これは可能な限りなくしていかなければいけません。誤判の問題については、アメリカ等において誤判を理由にして死刑執行の停止がされたということがございました。特に死刑事件において誤判があることは絶対に避けなければならないと思われまます。しかし、誤判の可能性があるので刑罰を廃止しようということにはなりません、同じように誤判の可能性があるので死刑を廃止することにもなりません。誤判のおそれを理由とする死刑廃止論は論理的ではない。私は、刑事裁判には誤判があってはならない、死刑の場合にはより取り返しのつかない結果になるので、より誤判の可能性を避けるような手続的な方策を設けなければいけない、通常の事件の審理手続よりも慎重な手続を必要とすべきだと思います。誤判の可能性に対しては、最近では鑑定の精度も上がってきておりますし、捜査段階を含む弁護体制、国選弁護を含む弁護体制が充実されたり、あるいは証拠開示を拡充したりという、誤判の防止につながる手続的な方策が整備されてきていると言っていると思います。それから、誤判の可能性を死刑廃止の理由にする論者がおられます。この場合には、例えば犯行が現行犯で本人も事実を認めているというような場合については誤判の可能性はないといっているのに死刑廃止の理由は成り立たないと思うのですけれども、しかし、論者はこの場合には死刑を認めるとは言われないのが不思議です。

第4に、死刑と世論ということで、国民の中では死刑存置に賛成の方が多くて、一番新しい調査によると85.6%に上っている。これは大変な数字だと思いますけれども、これについて廃止論者は、政治家は世論に反しても正しい政策、死刑廃止を実現しなければならないと言われます。これに対して死刑存置論者は、そうではなくて、何を正義とするかは国民の価値選択ひいては法的確信にかかっている、その意味で、国民の意思を確認するという事は政治的価値決定を行う上では欠かせない作業だということで、世論を重視するという考え方に立っております。私も、死刑存廃の問題というのは国民にとって最も基本的かつ重要な事柄でありますので、国民の意識が強く反映されなければならないと考えます。その意味で世論調査の結果は尊重されるべきではないかと思えます。

第5に、最も大事なものは死刑の法的正当化根拠ということになると思いますが、廃止論者は、死刑は国家による殺人であるから許されないという考え方をとります。これは象徴的な言い方ですけれども、この言い方によって代表される場所があると思えます。確かに死刑というのは国が死刑確定者の命を奪うということでありまして、「殺人」という言い方は適切ではないと思えますし、死刑廃止に向けたための運動的な言い方なので、法的正当化根拠を論じる場合にはこれは使うべきではないと思っております。

それはなぜかといいますと、死刑は外形的には人の命を奪うということで、殺人との共通性がありますけれども、重要なものは物理的な共通性ではなくて、社会的、法的な意味での違いがあることです。つまり、殺人と死刑の間には重大な差異があります。殺人というのは正当な理由がなくて人の命を奪う、そしてそれが刑法典の殺人に当たると認定されたものであります。死刑はそれに対する正当な刑罰という形で法律で決められているものであります。もし外部的、物理的な共通性ということで考えますと、それでは、懲役刑、禁錮刑といった自由はく奪刑を考えてみますと、それは「国家による誘拐」とか「国家による逮捕・監禁」とか言うかという、そのようには言わないと思うのです。罰金というの、これもお金を強制的に奪うわけですが、「国家による強盗」とは言わない。それと同じように、死刑についても「国家による殺人」と言うのはおかしいと思えます。それは言い方だけがおかしいのではなくて、そういう言い方をして死刑廃止、つまり「国家による殺人」だから許されないのだと結論づけるのは法的正当化根拠としておかしいのです。つまり、殺人とか強盗といったものは違法、不正な犯罪であります。ところが、刑罰としての死刑とか自由刑といったものは違法な行為に

対する正当な刑罰であるという点で決定的に違うということになります。

最後に大事なのは、やはり罪刑の均衡ということだと思います。罪刑の均衡で重要なのは、刑罰を決めるときは、過去の一定の犯罪行為に対して、それにふさわしい刑罰は何かということを選択することです。どうしてもそれは後ろ向きの判断になると思います。ですから、犯罪が起こった時点で考えて将来のことを中心に考えて、例えば、犯罪は、もう既に起こってしまったことでいまさら失われた生命は戻らないとか、あるいは過度に更生の可能性ばかりを考えて、その可能性が少しでもあれば死刑は不当だと考えるのというも、罪刑の均衡という観点から考えるとおかしいと思います。もっとも、罪刑の均衡といっても、時代によって、社会の進展の度合によって変化はあり得る、幅はあるということになりますので、ある時代に適切なものであっても、別の時代になれば不適切になることはある。そういう程度の幅はあり得る概念だと思っております。

とりあえず私の報告は以上とさせていただきますと思います。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただいまの椎橋様の御説明に関して御質問がありましたら、お願いいたします。

小川副大臣 世論調査ですと大体6割から8割ぐらいが死刑を支持するということですが、特に一番新しい調査では85.6%。ここまでいきますと、世論を二分というよりも、圧倒的な多数と少数ということになるかとも思うのですが、ここまで支持が高いという国民の声あるいは気持ちはどういうところで支えられているのか、先生のお考えをお聞かせいただければと思うのですが。

椎橋氏 私は、国民の世論というのは非常に重要だと思っているのです。少しずれるかもしれませんが、日本はこんなに治安が安定しているのに、平和なのに死刑があるのかということをやヨーロッパの方々によく言われます。ただ、私はそれは逆なのかなという気がしていて、むしろ死刑があるからこそ治安が安定している。これは少し飛躍があるのではないと思われるかもしれませんが。幾つかのものを間に挟まないといけないのではないかと思うのですけれども。要するに、死刑を含む刑罰制度を実現する刑事裁判がうまく機能している、国民がそこに生活していて、自分たちがもし何か犯罪を受けても、国の機関、関係者がそれを適切に処理してくれるという国の機関に対する信頼感があるために、自分で復しゅうするのだというような気持ちにはならず、国に任せおけばいいのだということになると思うのです。そういうものが失われると国に対する信頼が失われる、自分が望んでいたことのごく一部しか満たしてくれないような処理

しかしてくれないということになると国に対する信頼が薄らいでいくことになりまして、やはり国は、国民がどういうことを考えているのか、その信頼にこたえるような在り方でなければならぬと考えております。それは裁判の運用でもありますし、刑罰の在り方でもあり、その中に一番究極的なものとして死刑があるのではないかと考えております。そういう意味で世論と死刑の関係が多少結びつくかなと思っているのですけれども。

黒岩大臣政務官 本当にこの世論調査、戦後のいつとき下がって、ある時期からずっと上がり続けて、確かにこの数字を見ると驚くべき数字だなというのが私の率直な感想なのですけれども、この理由は、一つは、実際の治安の悪化よりも体感治安が悪化しているからこういった厳罰化を国民が求めるのかなと推測しているのですけれども、体感治安がここまで悪化している理由というのは学問的にはどのように分析されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

椎橋氏 私もその専門家ではないものですから、適切な答えができる自信はないのですけれども、まずその前提として、何か大きな事件が起こったりすると、簡単に言うと厳罰化の方向に動くという傾向は否定できません。ですから、サリン事件のような多数の死傷者を出した凶悪重大事件があったりすると、死刑存置に賛成の方が相当程度高くなったりということはあったと思うのです。また、体感治安がこのごろよくないというのは、今までの常識では考えられないような形態の犯罪、秋葉原の事件とか、土浦の事件などの無差別殺傷事件等に相当影響されているところはあると思います。これらの事件では犯人は殺すのは誰でもよかったと述べており、これは誰でも被害者になりうるおそれがあった訳です。また、少年のいきなり型の犯罪とか、人を殺す体験をしてみたかったとか、とにかく理屈がよく分からない、だからすごく不安になる、そういうところに体感治安の悪さを実感するという国民の不安が出てきているのではないのでしょうか。

上富刑事法制管理官

椎橋様、どうもありがとうございました。

椎橋氏 ありがとうございました。